

デイサービスセンター極楽苑 介護予防料金表

(要支援1・2)

令和3年4月～

介護予防通所介護費（提供時間：9:30～15:50）

【要支援状態区分によっていずれか算定】

(2割負担)

要介護状態区分	単位数	利用者負担金（1月）/円	備 考
要 支 援 1 （週一回程度のご利用）	1,672	3,572	昼食・おやつ料金は含まれていません
要 支 援 2 （週二回程度のご利用）	3,428	7,323	昼食・おやつ料金は含まれていません

提供体制強化の加算 【すべての方に算定】

サービス提供体制強化加算Ⅱ （要支援1）	72	154	職員の介護福祉士割合
サービス提供体制強化加算Ⅱ （要支援2）	144	308	

○利用時間や回数について

《介護予防通所介護（要支援1・2の方）においては、1回におけるサービス提供時間の設定》

1ヵ月の利用回数について、国の基準がありません。ただし、要支援1の方は週一回、要支援2の方は週二回という目安が示されています。ご利用につきましては、ご利用者、予防居宅支援事業所、当センターと相談の上、時間や回数を設定させていただきます。尚、契約期間が1月に満たない場合や短期入所生活（療養）介護を併用された場合には、日割計算させていただきます場合がございます。

○送迎サービス、入浴サービスについて

ご希望されない場合、もしくは予防居宅支援事業所のアセスメントで不要と判断された場合には実施いたしません。

機能訓練、口腔機能向上、若年性認知症受入の加算 【対象者となる方に算定】

要介護状態区分	単位数	利用者負担金（1月）/円	備 考
運動器機能向上体制加算	225	481	運動訓練を行った場合に算定
口腔機能向上加算Ⅰ	150	321	口腔清掃、摂食・嚥下訓練や指導を行った場合に算定
若年性認知症受入加算	257	549	若年性認知症の方に算定

※新型コロナウイルス対応評価として、基本報酬の1/1000の加算（令和3年9月末まで）

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

*介護職員の更なる資質向上の取り組み、雇用管理・労働管理改善を進める事業所への加算

【月の所定単位数の合計に乗ずる（限度額管理外）】59/1,000

○介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）

*従来の加算の条件に加え、技能や経験のある職員に重点を置いた加算

【月の所定単位数の合計に乗ずる（限度額管理外）】12/1,000

*キャンセルの場合は、利用予定日前日の午前中までにご連絡ください。

<保険給付対象外サービス【ご利用のたびにご負担いただく費用】> (税込)

【ご利用のたびにご負担いただく費用】

昼食	1食あたり 700円
おやつ	1食あたり 100円

*キャンセルの場合は、利用予定日前日の午前中までにご連絡ください。
以降のキャンセルは、全額ご請求申し上げます。

【ご利用された方にご負担いただく費用】

おむつ代・パット代他（使用した分）	紙おむつ	150円	紙パンツ	110円
	尿とりパット	55円	カミソリ	60円
教養娯楽費	1日	50円	連絡袋代 1枚	350円

【その他】

時間外料金（1時間）	要支援1	1,500円	要支援2	1,500円
------------	------	--------	------	--------

（9:30～15:50以外1時間あたり）

*サービス提供中の体調変化等で、当苑スタッフが病院等への搬送を行った場合には、要した交通費等を実費請求させていただきます。

《高針福祉会による費用負担軽減制度について》

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』をお持ちの方は、証記載の割合を軽減いたします。